

## 弘前いいものいっぱい魅力発信事業に係るふるさと名物商品の募集について

平成27年5月1日

弘前市農林部農業政策課

弘前市では、国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、弘前いいものいっぱい魅力発信事業を実施するため、ふるさと名物商品を募集します。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載されておりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

# 弘前いいものいっぱい魅力発信事業に係るふるさと名物商品の募集について

## 1. 目的

本事業は、市の指定するふるさと名物商品をオンラインショップにおいて購入した者へ間接的に補助することにより、消費喚起、生産者の所得向上、地域産業の活性化を図ることを目的とし、当市物産の知名度向上や消費拡大を目指す。

## 2. 事業概要

### (1) 実施方法

市が「ふるさと名物商品」として指定する農産加工品等を、市が指定する事業者がオンラインショップにて、希望小売価格から3割引きの価格で販売する。割引分については市がオンラインショップ運営事業者に助成する。

### (2) 販売期間

平成27年7月～平成28年1月末（予定）

※3割引き販売は、市の助成する予算がなくなり次第終了

## 3. 募集商品等について

### (1) 応募資格について

次のいずれかに該当する場合に、応募資格を有する。

- ① 市内に住所を有する農林漁業者又は主としてこれらの者で組織する団体
- ② 市内に本社を置く法人又は個人事業主

### (2) 募集商品について

応募資格を有する事業者が生産する農林水産物（りんご、米は除く）又は製造する農林水産加工品であって、以下の要件を全て満たすもの。

※外国産の原材料が用いられていること又は製造の一部が外国で行われているものについても、対象からは除外しない。

- ① 運搬に耐えうるものであること
- ② 複数生産が可能であること（1点ものでないこと）
- ③ 法令に違反していないこと
- ④ 公序良俗に反していないこと
- ⑤ 原則として、賞味（消費）期限が5日以上であること

(3) 応募可能商品数について

- ① 事業者につき5商品までとする。
- ② 同一商品で数量やサイズ違いは一商品とするが、味や仕様違いは別商品とする。
- ③ 複数の商品を応募する場合は、エントリーシートを商品ごとに作成する。

(4) 応募方法

ふるさと名物商品審査申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて農業政策課へ直接提出する（郵送、FAX、メール不可）。

【提出書類】

- ① ふるさと名物商品審査申込書（様式1）
- ② ふるさと名物商品エントリーシート（様式2）
- ③ 商品の外観、内容がわかるもの（商品写真、パンフレット等）

(5) 応募期間

平成27年5月1日から平成27年6月5日

(6) 提出先

弘前市農林部農業政策課

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1

電話：0172-40-7102

(7) 指定について

ふるさと名物商品の指定にあたっては、市内部で協議の上決定する。

(8) 注意事項

- ① 受付時間は平日の8時30分から17時まで
- ② 提出された申込書は、返却を行わないこととする。
- ③ 応募資格を満たさない者が提出した申込書は、無効とする。
- ④ 虚偽の記載をした申込書は、無効とする。
- ⑤ 申込書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。